

桜井市ボランティア連絡協議会主催
ボランティアスクール①「身近に迫る危険を学び備える講座」（令和7年6月1日）
アンケートにおける質問に対する講師からの回答

『みんなのまちをみんなで守ろう ～知って防ごう 消費者トラブル・特殊詐欺～』

講師：桜井市消費生活センター 消費生活相談員 野木 ゆかり 氏

（質問）消費生活センターに相談して解決できるのか？

（回答）各々の事案にもよりますが、センターでは相談者から契約に至った経緯を聞き取り、契約書などの書面や広告等を確認して、問題点を検討します。

事案により、相談者へ交渉の仕方をアドバイスしたり、高齢者などご自身での交渉が難しい場合や、勧誘方法など法的に問題がある場合は、相談員が事業者へ連絡して交渉する場合があります。結果として、解約や返金など解決できることもあります。

悪質商法の手口は多様化、巧妙化していますので、自分や周りの人がトラブルに巻き込まれていても、気づきにくいことがあります。

おかしいのでは？と思ったら、お気軽に桜井市消費生活センターへご相談ください。